

吹田市立図書館の指定管理者に関する規則新旧対照表

は改正箇所

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>吹田市立健都ライブラリーの指定管理者に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、吹田市立図書館条例（昭和27年吹田市条例第183号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>健都ライブラリー</u>の指定管理者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定期間)</p> <p>第3条 -----略-----</p> <p>(指定管理者の遵守事項)</p> <p>第4条 指定管理者は、市民が<u>健都ライブラリー</u>を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 } -----略----- 3 }</p> <p>(吹田市立図書館の管理運営に関する規則の読替え)</p> <p>第6条 指定管理者が<u>健都ライブラリー</u>の管理を行う場合における吹田市立図書館の管理運営に関する規則（昭和60年吹田市教育委員会規則第19号）第7条の規定の適用については、同条中「教育委員会に」とあるのは、「、図書館資料の損傷等については教育委員会に、施設又はその他の附属設備等の損傷等については指定管理者に」とする。</p> <p><u>(選定委員会の委員の委嘱)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>吹田市立図書館の指定管理者に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、吹田市立図書館条例（昭和27年吹田市条例第183号。以下「条例」という。）の規定に基づき、<u>江坂図書館、健都ライブラリー及び北千里図書館</u>（以下「図書館」と総称する。）の指定管理者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定期間)</p> <p>第3条 -----略-----</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、江坂図書館の指定管理者の指定の期間は、5年以上20年以下とする。</u></p> <p>(指定管理者の遵守事項)</p> <p>第4条 指定管理者は、市民が<u>図書館</u>を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 } -----略----- 3 }</p> <p>(吹田市立図書館の管理運営に関する規則の読替え)</p> <p>第6条 指定管理者が<u>図書館</u>の管理を行う場合における吹田市立図書館の管理運営に関する規則（昭和60年吹田市教育委員会規則第19号）第7条の規定の適用については、同条中「教育委員会に」とあるのは、「、図書館資料の損傷等については教育委員会に、施設又はその他の附属設備等の損傷等については指定管理者に」とする。</p> <p><u>(選定委員会の委員の委嘱)</u></p>

旧	新
<p>第7条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 1人以内</p> <p>(2) 健康増進事業に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内</p> <p>(3) 図書館その他公園施設の管理運営に関し専門的知識若しくは経験を有する者又はその利用者 2人以内</p> <p>(4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内</p> <p>（委任）</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、<u>健都ライブラリー</u>の指定管理者に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>第7条 <u>江坂図書館</u>に係る指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 2人以内</p> <p>(2) 児童教育又は社会教育の関係者 1人以内</p> <p>(3) 図書館その他公園施設の管理運営に関し専門的知識若しくは経験を有する者又はその利用者 1人以内</p> <p>(4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内</p> <p>2 <u>健都ライブラリー</u>に係る選定委員会の委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 1人以内</p> <p>(2) 健康増進事業に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内</p> <p>(3) 図書館その他公園施設の管理運営に関し専門的知識若しくは経験を有する者又はその利用者 2人以内</p> <p>(4) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内</p> <p>3 <u>北千里図書館</u>に係る選定委員会の委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 3人以内</p> <p>(2) 学校教育又は社会教育の関係者 1人以内</p> <p>(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内</p> <p>（委任）</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか、<u>図書館</u>の指定管理者に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>